

令和6年9月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和6年9月27日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時16分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

教育長 石 川 善 昭

委 員 藤 本 一 雄

委 員 伊 藤 晴 美

委 員 安 藤 清

4 欠席委員

委 員 杢 崎 継 雄

5 出席職員

学校教育課長 小関 宏昌 社会教育課長 小川 正俊

教育総務室長 稲垣 雅美 学校教育室長 納家 毅

学校給食センター所長 川村 文孝 生涯学習室長(兼青少年文化会館長) 藤井 寿代

青少年指導センター所長 栗原 耕次 市民センター所長 宮澤 英雄

公正図書館長 大出 美穂 スポーツ振興室長(兼体育館長) 黒田 浩章

文化財・ジオパーク室長 赤塚 弘美

6 議題等

議案第27号 令和6年度末及び令和7年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について

7 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和6年9月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

8月23日に開催いたしました令和6年8月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、安藤委員、藤本委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第27号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第27号「令和6年度末及び令和7年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針について」、ご説明申し上げます。

まず、資料の確認をさせていただきます。議案第27号の表紙を含め、全部で3枚の資料がございます。1枚目が議案の表紙になります。2枚目が、これからご審議いただく「令和6年度末及び令和7年度銚子市立高等学校教育職員人事異動方針」です。3枚目が、千葉県「令和6年度末及び令和7年度公立学校職員人事異動方針」です。

本方針は、令和6年度末の市立銚子高校教育職員の人事異動について、その基本方針を定めるものです。例年、市立銚子高校の人事異動は、千葉県教育委員会の人事異動方針に準じて行われています。本年度の県の人事異動方針ですが、昨年度からの変更は、年度の数字を変更したのみとなっております。以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

県の方針に準じているということで、それはまったく異論はありませんけども、いくつか教えていただきたいのが、実施要項の1番の適正配置のところでは特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置とありますよね。あと、中学校との交流により意欲あふれる適任者の配置に努めるというところですが、特別支援教育や異校種間の連携というのは、市立高校の場合、現在どんなふうの実現されているのか、このあとこの方針を取ったときに、そういうことが実際に可能性としてはどのようなものなのか教えていただければと思います。

【学校教育課長】

答えにならないかもしれませんが、いずれにしても、県教育委員会との協議により、適正な人事配置をお願いしていくということに例年変わりはなく考えております。

かつて、特別支援教育に関して、要支援が必要なお子さんが市立高校に入学したという事例も聞いております。そこで、おそらくこのようなことが文言として取りざたされてきたのかなと推測しております。

今後も、何らかの配慮を必要とするお子さんの入学に関しては、やはりその専門性を求められることがありますので、そういったことを担う人材育成を加味した人的配置ができればいいのかなというように考えております。今現在、来年度そういった申し入れはまだ来ておりませんので、考えてはおりません。

【安藤委員】

県立の場合には、全ての学校というわけではないんですが、私の知る限りでは特別支援教育、高校で展開しようとしている動きがあると思うんですけど、そういう意味では市立高校の特別支援教育の教員研修のようなものも含めて、それに対応できるような体制というのは取られつつあるんでしょうか。

【教育長】

まず、先ほどあった中学校との交流ですが、現在、義務教育、中学校から行っている職員が3名おります。今年、7年終わるのが1名と2年終わるのが2名。

それから、特別支援教育については、市立高校で特別支援教育の研修というのは把握はしていないのですが、おそらく県教委のほうも徐々に実施する学校が増えてきていますので、市立高校としても県教委からこのことをやりなさいという指導があるのかなと。教育委員会としても他の高校の様子を聞いてですね、今年というか次年度その研修等をするよう指導していきたいというように思っております。特別支援学校に交流で行って戻ってくるような先生は今のところいません。

【安藤委員】

今の教育長のお話で、中学校との交流があるということですけど、それは市内の中学校ですか。

【教育長】

市内の中学校です。

【安藤委員】

そうなんですね。分かりました。

【教育長】

基本的に市外から市立銚子高校に異動するということはありませんので。あくまで市立で市の人事ですので、市内で異動したという状況ですね。

【安藤委員】

はい。分かりました。

【教育長】

ほかによろしいでしょうか。

【伊藤委員】

教えていただきたいというか、そうなんだと思ったんですけど、第2の(6)の「職員としての適格性に乏しく、勤務実績が上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める」ですが、退職を求めることができるというのが、びっくりじゃないですけど、県のほうにも書いてあるので。先生は公務員で、公務員はなかなか退職を求められないのかなって一般的な考えで。市の職員の人に対しても、よっぽど何か、警察に捕まるといったことが無いかぎり。なので、このあたりはどんな感じですかのかなと。

【教育長】

前段の降任ですが、一般的にあるのは教頭職として教頭になったもののなかなか教頭職がうまくいかなくて、療養休暇、休職に入る。精神を患ってとか。そういう場合には教頭から一般の教員に戻ったらどうでしょうかと、そういったことを求めるということです。一般の教員に戻って、立ち直って一生懸命やっている先生方は県下で何人かいます。

退職を求めるというのは、まず適性に乏しいということで、不祥事を起こすなど。それから、勤務実績が上がらない。要するに分限的なものですよね。授業がうまくできない。暴言的なものをいつも吐いてしまう。懲戒まではクビにはできないけども、あなたは適性がないからやめた方がいいんじゃないですかというのは、実績を積み上げていって、それは最終的にはクビではありませんので、退職を求めますので。

【伊藤委員】

退職にするのではなくて。

【教育長】

辞めたらどうだと、他に合う仕事を探したらというふうなことはできるよと。悪いことじゃないんだよと、そういう捉え方ですよ。英語の先生なのに英語ができないとかですね。昔よくありましたけど。

【教育長】

ほかによろしいでしょうか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時16分

以上をもちまして、令和6年9月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 31 日

署名委員 安 藤 清

署名委員 藤 本 一 雄